

**諮問第91号の答申**  
**小売物価統計調査の変更について（案）**

本委員会は、諮問第91号による小売物価統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

○ **本調査計画の変更**

（１）承認の適否

平成28年7月1日付け総統物第97号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「小売物価統計調査」の変更を承認して差し支えない。

ただし、今回の変更に合わせて審議された「小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準」（以下「選定基準」という。）の追記については、以下の「（２）理由等」で指摘した対応が必要である。

（２）理由等

本申請では、表1のとおり、構造編の調査品目のうち、13品目を追加、13品目を廃止する計画である。

構造編における調査品目の追加又は廃止（以下「品目改定」という。）については、選定基準に基づいて判断がなされているが、今回、その内容について、選定基準の充実を図る観点から、表2のとおり、一部追記の案が示された。そこで、表1に掲げた品目改定の確認に併せて、その内容を確認した。

その結果、基準を運用する上での説明の充実が図られ、品目改定の手順がより明確となることから、おおむね適当と考えるが、基準vi)の説明については、統計局修正案による追記を行うことで、品目の選定手順がむしろ抽象的になる懸念があることから、現行の説明を適当とする（別紙参照）。

その上で、今回の品目改定は、選定基準に基づくものであることから、適当である。

表1 本申請で追加及び廃止を行う品目

調査区分	追加	廃止
地域別価格差調査	しらす干し、わかめ、豆腐、油揚げ、だいこん漬、緑茶、ドリンク剤	かまぼこ、ヨーグルト、アイスクリーム、ゼリー、インスタントコーヒー、ヘアコンディショナー、ボディークリーム
店舗形態別価格調査	清酒、ラップ、整髪料	ビール、ティッシュペーパー、シャンプー
銘柄別価格調査	しょう油、台所用洗剤、電気かみそり	中華麺、洗濯用洗剤、家庭用ゲーム機

表 2

選定基準において今回行う説明部分の追記

区分	基準	左記基準の説明部分		
		現行	統計局修正案	統計委員会意見
共通基準	(iv) 継続的に円滑な価格取集が可能な品目	(iv)の説明 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。	(iv)の説明 ・当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。 <u>また、品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した上で、調査目的を効率的に達成できるよう品目を選定する。</u>	(統計局修正案を 適当とする。)
個別基準	地域別価格差調査	(vi)の説明 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	(vi)の説明 ・動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、 <u>価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる品目を除いた上で、</u> 価格差が大きい順に品目を選定する。	(現行の説明を適 当とする。)
	店舗形態別価格調査	(vii)の説明 動向編の結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	(vii)の説明 ・ <u>スーパーとそれ以外の店舗形態(一般小売店、量販専門店(ドラッグストア含む)等)で価格比較が可能な品目を選定する。</u> ・ <u>中分類ごとに、</u> 動向編の結果等で店舗形態間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	(統計局修正案を 適当とする。)

(注) 「統計局修正案」欄の下線部が、今回追記の案として示された部分である。

## 小売物価統計調査(構造編)の品目の選定基準

構造編は、動向編を補完することにより、地域別、店舗形態別及び銘柄別の物価構造を把握することを目的としているため、動向編の調査品目のうち、調査ごとに、次に掲げる基準の全てを満たすものを、構造編の調査品目とする。

区分	地域別価格差調査	店舗形態別価格調査	銘柄別価格調査
共通基準	i) 動向編において通年調査をしている品目		
	ii) 天候等によって大きく価格変動が生じない品目		
	iii) 消費生活上の重要度が比較的高い品目		
	iv) 継続的に円滑な価格取集が可能な品目		
個別基準	v) 消費者の買い回りの範囲が狭い品目	vii) 店舗形態間の価格差があると判断される品目	viii) 同一品目の中に調査銘柄と同等の売れ筋の銘柄が存在し、今後、動向編の調査品目における調査銘柄に変更が生じる可能性があると考えられる品目
	vi) 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目		

### (i) の説明

経常的に比較するために、通年で価格把握が可能である必要があり、特定の季節しか出回らない商品は除く。

### (ii) の説明

経常的に比較するために、天候等により、特定の地域や調査年の価格が大きく変動する品目（生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物））は除く。

### (iii) の説明

調査の効率上、直近の消費者物価指数におけるウエイト（万分比）5以上を目安として品目を選定する。

### (iv) の説明

当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。

また、品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した上で、調査目的を効率的に達成できるよう品目を選定する。

### (v) の説明

地域間価格差の把握を目的とすることから、調査地域で販売されていない品目など、消費者が居住している地域外で購入する機会が多いと考えられる品目を除き、消費者が、専ら居住している地域で購入していると考えられる品目（消費者の買い回りの範囲が狭い品目）を選定する。

(※)「買い回り」の範囲は、事務要領に定められている動向編において設定している以下の調査品目区分及び調査区分から判断する。「消費者の買い回りの範囲が狭い品目」とは、調査品目区分が以下の A 又は B に該当し、かつ、調査区分が無印又は①に該当する品目とする。

### (調査品目区分)

動向編における「調査品目」は、消費者の購入行動、店舗間の価格差等を考慮して、品目ごとの価格設定の性格について、以下の 6 とおりに区分している。

A：主として消費者が居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目

B：主として消費者が各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差がみられる品目

C：地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目

D：都道府県又は市町村内で価格・料金が均一か又はこれに近い品目

E：全国又は地方的に価格・料金が均一又はこれに近い品目

S：調査区域を設けなくて市町村内全域から調査する品目

(調査区分)

動向編では、「調査品目」の一部において、調査市町村に出回りが無いものや継続的に価格が得られないものがある。そのため、調査市町村の人口規模等に応じた品目の出回り状況を考慮して、品目ごとの調査範囲について、以下の6とおりに区分している。

無印：全調査市町村（東京都区部を含む。）において調査する品目・銘柄

①：人口5万以上の調査市において調査する品目・銘柄

②：人口15万以上の調査市において調査する品目・銘柄

③：都道府県庁所在市において調査する品目・銘柄

④：都道府県全域において調査する品目・銘柄

⑤：全国全域において調査する品目・銘柄

(vi) の説明

動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

(vii) の説明

スーパーとそれ以外の店舗形態（一般小売店、量販専門店（ドラッグストア含む）等）で価格比較が可能な品目を選定する。

中分類ごとに、動向編の結果等で店舗形態間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

(viii) の説明

動向編の調査銘柄選定に資するため、今後、動向編の調査銘柄の候補となり得る準売れ筋の銘柄や、まとめ売りといった販売単位が異なる銘柄が存在している品目を選定する。

## 第63回サービス統計・企業統計部会議事概要

(小売物価統計調査の変更に関する部分)

1 日時 平成28年8月2日(火) 11:15~12:15

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室

## 3 出席者

(部会長) 西郷浩

(委員) 野呂順一、宮川努

(審議協力者(各府省等)) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 小松室長ほか

(事務局) 総務省統計委員会担当室：横山審議官、山澤室長、吉野政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山企画官ほか

4 議題 小売物価統計調査の変更について

## 5 概要

- 調査実施者から調査の概要について説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「(1) 選定基準の説明部分の追記」及び「(2) 選定基準に基づいた調査品目の選定」について調査実施者から説明がなされ、個々の品目変更理由を確認しつつ、審議を行った結果、(1) について、一部、現行のままとする旨の指摘がなされたが、それ以外の部分については、おおむね適当と整理され、答申(案)の方向性についても合意を得られた。
- これを受けて、答申(案)については、「部会において書面による議決が認められる場合について」(平成28年4月26日、統計委員会決定)を適用し、部会長作成に係る案を部会所属委員が書面で確認することにより、部会における議決とすることとされた。
- なお、前回答申における今後の課題及び部会長メモ(「小売物価統計調査に係る部会審議結果について—更なる改善に向けたロードマップ—」)で指摘した事項についても、現時点における調査実施者の取組状況等を確認し、引き続き検討を進めるよう部会長から要請した(別紙参照)。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 今回の調査実施者からの申請内容は、基本的に調査品目の追加及び削除(以下「品目変更」という。)に関するものとなっている。しかし、諮問の内容は、選定基準の説明追加がメインで、事務局が作成した審査メモやそれに対する調査実施者の回答においても、品目変更についてはあまり触れられていない。申請内容との関係性を考えた場合、品目変更についても個々に審議を行う必要はないのか。
- 本調査の調査計画は、実際に調査の対象とする品目を列挙する形で整理されており、その前提となる品目の選定基準は、調査計画には直接盛り込まれていない。しかし、前回の諮問審議の際に、調査品目の変更の適否を判断する上で、重要な位置づけにあるも

のとして審議を頂いているところであり、また、品目の選定が、選定基準の当てはめの結果であることを踏まえ、選定基準の説明追加を諮問のメインにしている。

- 前回の諮問審議の結果、統計委員会として選定基準を了承した形になっているが、仮に、今回、選定基準の変更がなく、品目変更のみであった場合には、統計委員会に諮問されたのか。

→ 基幹統計調査の変更については、原則として統計委員会に諮問することとされているが、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、例外的に、諮問には及ばないこととされている。

現時点の運用（注：『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて）（平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定）では、今回のように委員会が了承した基準に基づく変更を軽微な事項として扱うことは、個別には明記されていない。一方で、委員長及び部会長が軽微な事項と判断すると規定されていることから、仮に今回の変更が選定基準に基づく単純な品目変更のみであったならば、委員長及び部会長の御判断によって、諮問に至らなかった可能性もある。

→ 手続の透明性及び審議の効率性の観点から、選定基準の位置付けを明確にし、選定基準に沿っている限りは軽微な事項として取り扱うことを統計委員会でオーソライズできないかを提案したい。

→ 統計委員会で行う部会報告の中で、提案することとしたい。

- 先ほどの指摘を踏まえ、個別の品目変更の理由についても、御説明頂きたい。

→ まず、地域別価格差調査は、基本的に変動係数の大きいものから順に並べて選定している。ただし、品目変更に当たって、調査員の事務負担の大きいもの、価格差が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれるものを除いた結果、7 品目を追加することとした。

次に店舗形態別価格調査については、店舗形態間の価格差の大きい順に品目を並べ、中分類別にみたときに、特に除外する理由がなければ、最も価格差の大きい品目を選定することとした結果、3 品目を追加し、3 品目を廃止することとした。

最後に銘柄別価格調査では、今回追加する品目のうち、しょう油は、生醤油の売上げが伸びていること、台所用洗剤は、食洗機用洗剤の売上げが伸びていること、電気かみそりについては、5 枚刃のものの売上げが伸びていることから、それぞれ対象品目に選定した。

逆に今回廃止する品目のうち、①洗濯用洗剤については、構造編でこれまで調査していた液体洗剤が動向編で対象銘柄に採用されたこと、②中華麺については、販売シェアが固定的となったこと、③家庭用ゲーム機については、不定期に本体とソフトのセット商品しか販売されない時期があり、同一銘柄の価格を継続的に把握することが困難なことから、今回廃止したいとするものである。

- 地域別価格差調査で鍋とタオルについて、「価格差の要因が、地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれるので除外する」という旨の説明であったが、もう少し詳細に説明してほしい。

→ これらの品目については、スーパーを中心に調査をしており、銘柄の指定は行っているものの、見合った商品がなかなか揃わないという実情がある。構造編の役割を考えると、

価格差が地域差を明確に表しているかが重要であり、それ以外の要因が大きい場合は調査対象から除くということで、鍋、タオルを対象品目から外すこととした。

→ 「見合った商品がなかなか揃わない」ということが、「調査員が同質の品目を探すのが大変」という意味であれば、基準のiv)の説明にある「品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した」結果ではないのか。そうであるならば、ivに該当しなくなったことが品目として採用しない理由であり、殊更にviの追記をする必要はないのではないか。むしろ、今回追記が計画されている「価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる」は、選定基準を曖昧にしてしまい、機械的な選定に支障を及ぼすのではないか。

→ そのように整理して頂いても支障はないと考える。

- ・ 銘柄別価格調査は9品目で、調査対象事業所も15と非常に小規模であるが、調査結果の精度や有用性はどうか。

→ この調査結果については、動向編の品目選定に多様な情報を提供するという役割を担っており、精度面については限界があるものとする。

- ・ 本日の議論で、おおむね審議が終了し、答申の方向性について、事実上の合意がなされたと考えられることから、答申（案）については、「部会において書面による議決が認められる場合について」を適用し、部会長において作成した案を、両委員に書面で確認いただき、部会における議決とすることとしたい。

## 6 その他

今後、書面による審議で決議された答申（案）については、平成28年8月25日（木）開催予定の統計委員会において、西郷部会長から報告することとされた。



## 小売物価統計調査・CPIの課題の対応状況

## ◎【諮問第 80 号の答申(府統委第 83 号平成 27 年 9 月 17 日)における課題】

## (1) 選定基準の運用

調査品目については、動向編及び構造編それぞれの選定基準に沿って適時・適切に選定すること。

動向編の調査品目については今回変更しないが、次回の基準改定における見直しなどにおいては、選定基準に沿って適時・適切に調査品目を選定することとする。

構造編については、昨年度了承された選定基準に沿って品目の見直しを行い、今後、調査すべき品目を選定した。今回、選定した品目について、平成 29 年 1 月の調査開始を目指し、調査計画変更の申請をしたところ。今後も、適時・適切に調査品目を選定する予定。

## (2) 名簿情報を活用した集計の充実

本調査の調査対象名簿(価格報告者台帳)には、経営組織や売場面積等の情報が含まれていることから、その整備を図った上で、名簿情報を活用した集計の充実について検討を行う必要がある。

名簿情報を活用した集計については、現在過去のデータを用いて試行的に集計を行い、当該集計表の有用性等について有識者と相談しながら検証を行っているところである。今後も引き続き検証を行っていくこととする。

## (3) 特売価格の実施状況の把握

特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討を行う必要がある。

従来全国物価統計調査で把握していた特売価格については、POSデータを利用した特売価格に関する先行研究について調査を継続しつつ、食料品の一部の商品についてPOSデータを購入し、値下がり時における消費者の購買行動の変化についてケーススタディ的に見ているところ。今後も、引き続き先行研究等を踏まえつつ、POSデータを利用した特売価格の把握の可能性について検討していく予定。

## ◎【部会長メモ(※)における課題】

(※「小売物価統計調査に係る部会審議結果について一更なる改善に向けたロードマップ」)

○ まずは、平成 28 年 8 月に予定されている CPI の基準改定について、その対応を着実に進めること。

○ 「消費税抜き CPI の作成及び公表について」は、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること。

「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、平成 29 年度の可能な限り早期に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めること。

これらの検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ること。

1 CPIに関しては、前回委員会で御審議いただいた後、2015 年ウエイトの作成、モデル式の改定、新規公表系列の作成準備等、今月 26 日に実施する基準改定への対応を着実に進めてきた。この作業の中には、膨大な各種統計情報や個別企業からの各種情報収集とこの中に含まれる異常値の確認、計算式の精査、集計結果の審査等の作業が含まれる。この結果、先月 8 日にウエイトなど 2015 年基準 CPI の作成方法に関する情報を公表し、今月 12 日に平成 28 年 6 月分までの遡及結果及び接続指数を公表する予定としている。これまで物価統計室では、基準改定への対応にほぼすべてのリソースを投入してきており、万全の態勢で改定結果の公表に臨む所存である。

2 「消費税抜き CPI の作成及び公表について」は、部会長メモ及び同メモ参考 1 に従い、次回の消費税率改定の実施時から、消費税率の改定に併せて実施することとされたところ、これに従い、今後、対応を進める所存。

ただし、次回の消費税率改定の実施時期が延期されたことに伴い、次回の消費税率改定を反映した消費税抜き CPI の作成及び公表についても、これに合わせた時期となる予定である。

なお、CPI は主に「前年同月比」が利用されていることから、消費税抜き CPI は消費税率改定後の約 1 年間の「前年同月比」にニーズがあると考えられる。他方、指数値については、前回の消費税率改定後に今回の基準改定があるため、今回の基準改定から次回の消費税率改定が行われるまでの間は、消費税込みと消費税抜きの指数値は同じである。(次頁参照)

(税抜きと税込みの指数値について)

	(基準年)	(比較年)
品目 A の税抜き価格	100 円	200 円
品目 A の税抜きの指数値		$\frac{200}{100} \times 100 = 200$

	(基準年)	(比較年)
品目 A の税込み価格	100 円 $\times$ 8% = 108 円	200 円 $\times$ 8% = 216 円
品目 A の税込みの指数値		$\frac{200 \times 8\%}{100 \times 8\%} \times 100 = 200$

※品目の指数値は全て同様で、ウエイトは家計調査（税込みの支出金額の集計）の結果を用いることとしていることから、総合指数等も消費税込みと消費税抜きの指数値は同じである。

また、消費税抜きCPIは、次回の消費税率改定への対応とともに、遡及計算も併せて実施することとなっている。過去の消費税抜きCPIは、政府では内閣府の試算値がすでに用いられており、日本銀行の試算値も一般に広く用いられているが、次回の消費税率改定の際には統計局が消費税抜きCPIを作成・公表することになる。次回の消費税率改定時に公表する消費税抜きCPIと併せて遡及計算結果が利用されることの適時性、適切性及び有用性の確保に鑑みれば、時系列の統計を整合的に整備する観点からも、次回の消費税率改定への対応と内容的に整合性のある遡及計算を行う必要があると考えられる。遡及計算では、こうした内容的整合性に係る技術的な検討が必要となることに加え、すでに公表されている内閣府の試算値及び日本銀行の試算値との混乱が生じないように、関係機関と十分な調整を行いつつ、慎重に対応を進めてまいりたい。

併せて消費税抜きCPIの加工上の制約から生じる利用上の留意については、次回消費税率改定の内容に基づき、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図るよう努めてまいりたい。

- 3 「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、部会長メモ及び同メモ参考2に従い、今後、対応を進める所存。CPIの基準改定の完了後、本件の取組を着実に進めてまいりたい。



## 第 64 回サービス統計・企業統計部会議事結果

1 日 付 平成 28 年 8 月 17 日 (水)

### 2 議決参加者

(部会長) 西郷浩

(委 員) 野呂順一、宮川努

3 議 題 小売物価統計調査の変更について

### 4 概 要

○ 平成 28 年 8 月 2 日 (火) に開催された第 63 回サービス統計・企業統計部会において、諮問第 91 号「小売物価統計調査の変更について (諮問)」の審議を行ったところ、審議がおおむね終了し、本部会に所属する委員において答申案の方向性について、事実上の合意がなされた。

これを受けて、統計委員会運営規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、部会長作成の答申案について書面による議事を行ったところ、全ての所属委員から賛同が得られたことから、この答申案について、本部会で議決されたものとして扱い、平成 28 年 8 月 25 日 (木) 開催予定の第 100 回統計委員会に報告することとされた。

以上

総政企第192号  
平成28年7月26日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
山本 早 苗



諮問第91号  
小売物価統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年7月1日付け総統物第97号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略



平成28年7月26日  
総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第91号の概要

(小売物価統計調査の変更)

# 小売物価統計調査の概要

## 調査の目的

国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数（CPI）や、その他物価に関する基礎資料を得ること。

## 調査実施部局

総務省統計局消費統計課物価統計室

## 調査の概要

### 動向編

- 昭和25年6月から、月次の「小売物価統計調査」として開始
- 約550品目の商品やサービスの価格を調査し、品目ごとの小売価格を集計するとともに、消費者物価指数を作成
- 平成25年1月調査から、別途実施されていた「全国物価統計調査」との統合に伴い、「小売物価統計調査（動向編）」に変更

### 構造編

- 昭和42年から5年周期の「全国物価統計調査」として開始
- 平成25年1月調査から「小売物価統計調査」に統合し、「小売物価統計調査（構造編）」として再編

（注）全国物価統計調査は、平成19年調査を最後に中止

調査名	対象事業所数	調査周期	調査品目
地域別価格差調査	約500事業所	隔月（奇数月調査）	56品目
店舗形態別価格調査	約1,000事業所	隔月（偶数月調査）	9品目
銘柄別価格調査	約15事業所	隔月（偶数月調査）	9品目

⇒ 調査結果は動向編の調査品目見直しにも活用

# 諮問の経緯及び審議のポイント

## 諮問の経緯

- 昨年度の統計委員会における諮問審議において、調査実施者から、調査品目の選定に係る「小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準」及び「小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準」（いずれも、「基準」部分とその運用を示した「説明」部分とで構成されている。）が示され、その内容等を審議し、一部修正を求めるとともに、「選定基準に沿って適時・適切に選定する」旨が今後の課題として指摘されたところ（平成27年9月17日諮問第80号の答申）
- この指摘を踏まえた調査実施者による構造編の調査品目の見直しの作業過程で、説明部分の内容を詳細にすることが望ましいと考えられる部分があったため、選定基準の充実を図る観点から、該当する部分の追記を行いたいとしているもの
- 今回の追記について部会長とも調整した結果、今回の変更は基準そのものの変更ではないが、前回の諮問審議の際に基準部分と説明部分を一体的に審議していることから、その内容の適否等を確認することが必要との結論



## 審議のポイント

- ① 選定基準中の説明部分の追記が、実際の選定作業を踏まえた適切なものであるかどうかを確認（追記内容の詳細は、4頁参照。）
- ② 併せて、今回の品目変更が、選定基準に沿っているか確認
  - ・地域別価格差調査 …… 「かまぼこ」を取りやめ、「豆腐」を新たに取り入れるなど、7品目の入替え
  - ・店舗形態別価格調査 … 「ビール」を取りやめ、「清酒」を新たに取り入れるなど、3品目の入替え
  - ・銘柄別価格調査 …… 「家庭用ゲーム機」を取りやめ、「電気かみそり」を新たに取り入れるなど、3品目の入替え

# 現行の選定基準（構造編）

区分	地域別価格差調査	店舗形態別価格調査	銘柄別価格調査
共通基準	i) 動向編において通年調査をしている品目		
	ii) 天候等によって大きく価格変動が生じない品目		
	iii) 消費生活上の重要度が比較的高い品目		
	iv) 継続的に円滑な価格収集が可能な品目		
個別基準	v) 消費者の買い回りの範囲が狭い品目	vii) 店舗形態間の価格差があると判断される品目	viii) 同一品目の中に調査銘柄と同等の売れ筋の銘柄が存在し、今後、動向編の調査品目における調査銘柄に変更が生じる可能性があると考えられる品目
	vi) 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目		

- (i) の説明 経常的に比較するために、通年で価格把握が可能である必要があり、特定の季節しか出回らない商品は除く。
- (ii) の説明 経常的に比較するために、天候等により、特定の地域や調査年の価格が大きく変動する品目（生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物））は除く。
- (iii) の説明 調査の効率上、直近の消費者物価指数におけるウエイト（万分比）5以上を目安として品目を選定する。
- (iv) の説明 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。
- (v) の説明 地域間価格差の把握を目的とすることから、調査地域で販売されていない品目など、消費者が居住している地域外で購入する機会が多いと考えられる品目を除き、消費者が、専ら居住している地域で購入していると考えられる品目（消費者の買い回りの範囲が狭い品目）を選定する。
- (vi) の説明 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。
- (vii) の説明 動向編の結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。
- (viii) の説明 動向編の調査銘柄選定に資するため、今後、動向編の調査銘柄の候補となり得る準売れ筋の銘柄や、まとめ売りといった販売単位が異なる銘柄が存在している品目を選定する。

# 選定基準中の説明部分の追記

区分		基準	説明部分	
			現 行	修正案
共通基準		(iv) 継続的に円滑な価格収集が可能な品目	(iv) の説明 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。	(iv) の説明 ・ 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。 <b><u>また、品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した上で、調査目的を効率的に達成できるよう品目を選定する。</u></b>
個別基準	地域別価格差調査	(vi) 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目	(vi) の説明 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	(vi) の説明 ・ 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、 <b><u>価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる品目を除いた上で、</u></b> 価格差が大きい順に品目を選定する。
	店舗形態別価格調査	(vii) 店舗形態間の価格差があると判断される品目	(vii) の説明 動向編の結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	(vii) の説明 ・ <b><u>スーパーとそれ以外の店舗形態（一般小売店、量販専門店（ドラッグストア含む）等）で価格比較が可能な品目を選定する。</u></b> ・ <b><u>中分類ごとに、</u></b> 動向編の結果等で店舗形態間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。